

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和5年3月

総務課

# 目 次

## 重点事項

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1 婦人保護事業等の移管等について       | 1  |
| 第2 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について |    |
| 1 事業概要について               | 11 |
| 2 令和5年度予算(案)の概要等について     | 11 |

## 連絡事項

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1 共同募金運動について                   | 16 |
| 第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について | 16 |
| 第3 無料低額診療事業について                 | 17 |

## 参考資料

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 令和5年度予算(案)の概要(社会・援護局(社会)) | 19 |
|-----------------------------|----|

# 重点事項

## 第1 婦人保護事業等の移管等について

### 1 社会・援護局への移管

婦人保護事業等を含め、困難な問題を抱える女性への支援については、現在、子ども家庭局家庭福祉課で所管しているところ、令和5年4月以降については、社会・援護局総務課女性支援室（新設）において所管することになるため、ご留意いただきたい。

### 2 困難女性支援新法の施行等について

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援新法）は、令和6年4月に施行予定である。そのため、現在、所管の子ども家庭局より、基本計画の策定に加え、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、それぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設に見直されることへの対応や支援調整会議の設置に努めていただくなど、都道府県等における施行に向けた準備等をお願いしているところである。

具体的には、子ども家庭局の主管課長会議資料に示されているので、ご参照いただきたい。（P4～P10に令和4年度全国子ども政策主管課長会議資料の関連部分の一部を参考掲載）

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

### ■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

### ■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

### ■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

### ■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

### ■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター  
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員  
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設  
(旧名：婦人保護施設)

### 民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

存続

### 売春防止法

#### 第1章 総則

(主な規定)  
第1条 目的  
第2条 定義  
第3条 売春の禁止

#### 第2章 刑事処分

(主な罰則)  
第5条 勧誘等  
第6条 周旋等  
第11条 場所の提供  
第12条 売春をさせる業

#### 第3章 補導処分

(主な規定)  
第17条 補導処分  
第18条 補導処分の期間  
第22条 収容

廃止

#### 第4章 保護更生

(主な規定)  
第34条 婦人相談所  
第35条 婦人相談員  
第36条 婦人保護施設  
第38条 都道府県及び市の支弁  
第40条 国の負担及び補助

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

### 目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い  
➔ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進  
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

\* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)をいう

### 基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

**○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）**

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

\* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援

(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

**○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）**

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

\* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

**○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）**

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

**○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）**

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

**支援調整会議【第15条】** 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

**○教育・啓発【第16条】** ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

**○調査研究の推進【第17条】** 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

**○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】** 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

**○民間団体に対する援助【第19条】**

**費用の支弁等【第20～22条】** 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

**施行期日等【附則】**

1 **施行期日** 令和6年4月1日

2 **検討** ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目的）  
②法律全体の見直し（施行後3年を目的）

3 **関係法律の整備** 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

[ 参考 ]

～ 以下、令和4年度全国こども政策主管課長会議資料（子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室資料）より困難女性支援関係部分の抜粋 ～

## 5. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について

### （1）令和5年度以降の所管について

婦人保護事業等を含め、困難な問題を抱える女性への支援については、現在、子ども家庭局家庭福祉課で所管しているところ、令和5年4月以降については、社会・援護局総務課女性支援室（新設）において所管することになるためご留意いただきたい。

### （2）令和5年度予算案における困難な問題を抱える女性への支援関係事業について

令和5年度予算案においては、困難女性支援新法の施行に向けて、以下のとおり必要な予算を盛り込んでいるので、各都道府県等におかれては、積極的な事業の実施をお願いします。

#### ① 婦人相談員活動強化事業について

婦人相談員の適切な処遇の確保に向けて、技能や経験に応じた更なる処遇改善を実施する。

#### ② 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

都道府県基本計画等の策定や、婦人相談員等の専門職の採用を促進するとともに、ICTの導入を支援するための補助事業を創設するほか、婦人保護施設等の入所者等の生活向上を図るための改修等を支援することにより、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図る。

#### ③ 民間団体支援強化・推進事業について

引き続き、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進する。

#### ④ 若年被害女性等支援事業について

引き続き、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチすることにより、若年女性の自立を推進する。

#### ⑤ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

引き続き、婦人相談所等の都道府県の関係機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営への支援を行う。

また、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の施設整備については、これまで、次世代育成支援対策施設整備交付金により行われていたところ、令和5年度以降については、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金により行われることになる。

具体的な申請スケジュールは別途お示しするが、年度当初の1回のみの受付となるためご留意いただきたい。

### (3) 新型コロナウイルス感染症への対応におけるDV被害者等への適切な支援について

新型コロナウイルスの感染症の影響等により、生活不安やストレスによるDV被害者等の増加、深刻化や、家庭関係の破綻や生活困窮等により住居を失った又は失う恐れのある女性が居場所の確保に窮することとなることが懸念されることから、DV被害者等からの電話や面談等による相談や、家庭から避難したDV被害者等を、婦人相談所一時保護所や民間シェルター等の一時保護委託契約施設において保護する場合は、引き続き、十分な感染防止対策を行った上で、関係機関等とも必要な連携を図りながら、相談対応から保護に至るまでの支援を継続的かつ迅速に実施されるようお願いする。

また、DV被害者等が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、民間シェルター等の一時保護委託契約施設に直接来所し、一時保護を求める場合に必要となる対応については、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」(平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によりお示ししているとおり、被害者の負担軽減を図りつつ、迅速な一時保護委託契約施設における一時保護を開始されるよう重ねてお願いする。



#### (4) 困難女性支援新法の施行について

##### ① 困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議について

困難女性支援新法の施行に向け、困難な問題を抱える女性に対する支援の具体的な在り方について検討することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」を開催している。既に政省令や「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針」案がパブリックコメントに付されており、年度内に交付予定である。

本有識者会議における資料や議事録については、厚生労働省ホームページに掲載しているため、ご確認いただきたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28829.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28829.html)

(参考) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220327&Mode=0>

##### ② 都道府県基本計画等の策定について

困難女性支援新法では、都道府県は、国が定める基本方針に即して、都道府県基本計画を定めるとともに、市町村についても同様に、市町村計画を定めるよう努力するものとされている。そのため、都道府県等は令和5年度中に、都道府県基本計画を定めていただくとともに、管内市町村に対し可能な限り市町村計画を定めるように努めていただくよう、働きかけていただきたい。

国が定める基本方針については、現在有識者会議で議論しているところであるが、都道府県等における基本計画の策定にあたっては、令和5年度予算案に盛り込んでいる「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」が活用可能であるため、積極的にご活用いただきたい。

##### ③ 婦人相談員の配置について

困難女性支援新法では、女性相談支援員（現：婦人相談員）について、市町村における配置が努力義務とされている。令和5年度予算案では、「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」として、婦人相談員等の専門職の採用活動に活用可能な補助メニューを盛り込んでいるため、積極的に活用いただきたい。

また、婦人相談員については、一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の加算を新設することとしているため、婦人相談員を配置する自治体におかれては、婦人相談員が担う役割の重要性、専門性を十分考慮した上で、処遇の確保を図られたい。

なお、婦人相談員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任かつ継続的な配置となるよう留意いただくようお願いする。また、会計年度任用職員として雇用する場合であっても、給与水準の決定等に当たっては、

ア 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。

イ 財政上の制約を理由として、期末手当の支給を抑制しないこと。について十分に留意し、適切に決定いただくようお願いする。

#### ④ 困難女性支援新法の施行に向けて

困難女性支援新法は令和6年4月に施行予定であり、基本計画の策定に加え、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、それぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設に見直されることへの対応や支援調整会議の設置に努めていただくなど、都道府県等におかれては施行に向けた準備をお願いするとともに、管内市町村に対し、同様に準備を進めていただくよう働きかけていただきたい。

#### ⑤ 児童相談所との困難女性支援法の施行も踏まえた一時保護等の連携について

虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、当該女性を一時保護することは、当該女性の親権者の監護教育権との関係等を考慮する必要がある。

そのため、婦人相談所で、こうした未成年の一時保護（一時保護委託等を含む。）を要すると判断される場合には、児童相談所と適切に連携する体制の確保をお願いする

また、婦人相談所においては、児童福祉法又は困難女性支援新法による一時保護の際の具体的な手続等の連携方法について、児童相談所と調

整しておくようお願いする。なお、本取り扱いについては、「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針」でも規定予定であり、パブリックコメントに出している基本方針案のP22等にも記載されている。

併せて、児童相談所にも同様の依頼を行っていることを申し添える。  
(2. 児童虐待防止対策の強化について (8) 参照)

(参考) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(案)に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220327&Mode=0>

## (5) 関係機関等との連携等について

### ① 児童虐待対応との連携について

DVが起きている家庭では、こどもへの虐待が同時に起きている場合があることから、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持つ婦人相談所がこどもへの虐待に関する情報や相談を受けた場合には、こどもの安全確保の観点から、一時保護を勧奨し、母子を同時に保護することが望ましい。また、一時保護をする場合は、必ず児童相談所に情報提供し、こどもの心理的ケアなどについて児童相談所と緊密に連携を図りながら、適切な支援を確保するよう徹底をお願いする。

また、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、こどもへの対応について児童相談所と適切に連携するよう特段の配慮をお願いする。(「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について(平成31年2月28日府共第154号・子発0228第5号内閣府男女共同参画局長・厚生労働省子ども家庭局長連盟通知)参照)

なお、児童虐待対応との連携に際しては、「DV対応・児童虐待対応連携強化事業」(婦人相談所において、DV被害者等が同伴するこどもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置するための費用を補助するもの。)を積極的に活用いただき、適切な支援体制を確保するようお願いする。

また、「困難な問題を抱える女性支援ネットワーク事業」を活用し、児童相談所、ワンストップ支援センター等の関係機関との情報交換や支援内容を協議できるようなネットワーク構築(支援調整会議)を推進することで、より一層の連携・協働を図っていただきたい。

## ② ギャンブル等依存症対策について

ギャンブル等依存症を有する者への対応においては、精神保健福祉センターや医療機関と連携した上で適切に対応するようお願いする。

## (6) 婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」について

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、他の婦人保護施設では保護及び自立に向けた支援が極めて困難な者を受け入れている。

本施設は、全国から入所者を受け入れ、長期にわたる生活指導や職業指導等の自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

なお、本施設については、令和4年度末から令和5年度にかけて、本体施設の改築を行い、令和6年度から新施設での運用を予定している。改築期間においても引き続き、入所者の支援及び新規入所者の受付は継続していくこととしている。令和6年度以降に発生する整備費の自治体負担の方法について、改めて通知する予定なので、ご留意いただきたい。

～ 以下、令和4年度全国こども政策主管課長会議資料（子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室資料）より困難女性支援関係部分の抜粋 ～

## 2. 児童虐待防止対策の強化について

### (8) 婦人相談所との困難女性支援法の施行も踏まえた一時保護等の連携について

様々な困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ることを目的として、昨年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援新法」という。）が成立したところである。

虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、当該女性を一時保護することは、当該女性の親権者の監護教育権との関係等を考慮する必要がある。

そのため、民間団体等から児童相談所へ一時保護の相談が入った際には、地域の実情に応じて市町村の女性相談窓口及び婦人相談員に相談し、連携を図るようお願いする。

婦人相談所等から児童相談所へ一時保護の相談があった場合にも、適切に連携を図るようお願いする。

また、児童相談所においては、児童福祉法の規定に基づき、婦人保護施設や民間団体等に対し一時保護委託を行う際の具体的な手続等の連携方法について、婦人相談所等と調整しておくようお願いする。なお、本取り扱いについては、「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針」でも規定予定であり、パブリックコメントに出している基本方針案のP22等にも記載されている。

併せて、婦人相談所にも同様の依頼を行っていることを申し添える  
(5. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について(4)の⑤参照)

(参考) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(案)に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220327&Mode=0>

※ このほか、母子家庭等自立支援室資料には、関連の詳細資料も掲載しているので、当該資料をご参照ください。

## 第2 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について

### 1 事業概要について

地域生活定着促進事業は、犯罪をした方等のうち、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする方等について、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、地域の福祉関係機関等と連携・協働し、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、「地域共生社会」の実現を図るものである。

本事業は、平成21年度から、刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に入所している方のうち、高齢又は障害のため福祉サービスを受ける必要がある方等が、退所後直ちに必要な福祉サービスを受けることができるようにするための支援である、いわゆる出口支援を行っており、一定の成果を挙げている。

令和3年度からは、被疑者・被告人等への福祉的支援（いわゆる入口支援（被疑者等支援業務））を開始し、令和4年度からは、同業務において、弁護士との連携強化を促進している。

### 2 令和5年度の予算案の内容等について

#### (1) 国庫補助の方式について

本事業は、「地域共生社会」の実現を図るための事業であり、住民福祉の向上に対する地方公共団体の責務や効果等を踏まえ、他の福祉に関わる相談支援事業と同様に、国と地方公共団体が協働して行うことが必要な事業である。また、本事業は、事業開始後既に10年以上経過するなど、全ての都道府県において標準的に行われている事務として定着している。

これらを踏まえ、令和5年度から国庫補助の方式を3/4相当の定額補助から、国3/4、都道府県1/4の定率補助へ変更する。これに伴い発生する都道府県負担分については、地方財政措置が講じられる予定である。

については、本事業の意義等を十分に御理解いただき、各都道府県におかれては、引き続き、必要な事業費及び都道府県負担に係る予算の確保・執行をお願いする。

#### (2) 支援の質の向上、センターの効率・効果的かつ持続的な運営の確保等への新たな対応について

令和4年度第二次補正予算において、新たな支援ニーズへの対応及び支援の質の向上、センターの効率的かつ持続的な運営の確保に資するよう、タブレット端末等のICT

機器等の導入支援や業務効率化に向けたコンサルティングの実施を支援する「地域生活定着支援センターICT化支援事業」を実施しており、積極的な活用をお願いする。

また、精神医療等との連携など専門的な対応のニーズが高まっていることへの対応や、高い専門性や経験を有する者がセンターに定着することの促進をすることで支援の質の向上に資するよう、令和5年度の国庫補助において、高い専門性や経験を有し、他の機関と協働した包括的な支援や人材の育成等ができる高度な人材を配置するセンターへの加算を創設する。

なお、令和5年度における国庫補助基準額の詳細については、別途送付している「令和5年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に関する交付方針等について」の「409 地域生活定着促進事業」や、令和5年2月10日付け当課事務連絡「令和5年度における地域生活定着促進事業に係る国庫補助基準額（案）について」等を確認いただきたい。

### (3) 地域生活定着支援人材養成研修の実施について

本事業の推進・充実には地域生活定着支援センターの職員のスキル向上が求められるところ、同センターにおける業務経験年数が3年以下の職員が多く占める現状等を踏まえ、令和5年度も同センターの職員を対象として、階層別に、地域生活定着支援人材養成研修を実施する予定であることから、同センター職員の積極的な研修受講をお願いする。

### (4) 地域の総合力を生かした事業実施について

本事業において、犯罪をした方等のうち、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする方等の地域生活への定着支援については、市町村や関係機関等と連携し、「重層的支援体制整備事業」、「地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）」等、既存の福祉的支援等との一体的実施や他に利用可能な事業の活用等、地域の総合力を生かした事業実施をお願いする。

### (5) 被疑者等支援業務の実施について

被疑者等支援業務においては、関係機関と協議を積み重ねるなどの連携構築を更に図った上で事業実施をお願いする。また、弁護士との連携を含めた支援を円滑かつ着実に、そして効果的に実施できるよう併せてお願いする。

### (6) その他

委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的

な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても十分に考慮いただくようお願いする。

また、委託先の事業者が効果的に事業を運営していくため、既存の福祉的支援等との連携強化等、各都道府県の適切なバックアップをお願いする。



令和5年度予算案額 395億円の内数 (386億円の内数) ※○内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことにより、地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 事業の概要

- (1) コーディネート業務(矯正施設退所予定者の福祉サービス等の利用調整)
- (2) フォローアップ業務(矯正施設退所者の受入れ施設等へのフォロー)
- (3) 相談支援業務(犯罪をした者やその家族等からの相談への支援)
- (4) 被疑者等支援業務(被疑者等を福祉サービス利用調整や継続的援助)
- (5) 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

### ➤ 支援の質の向上等

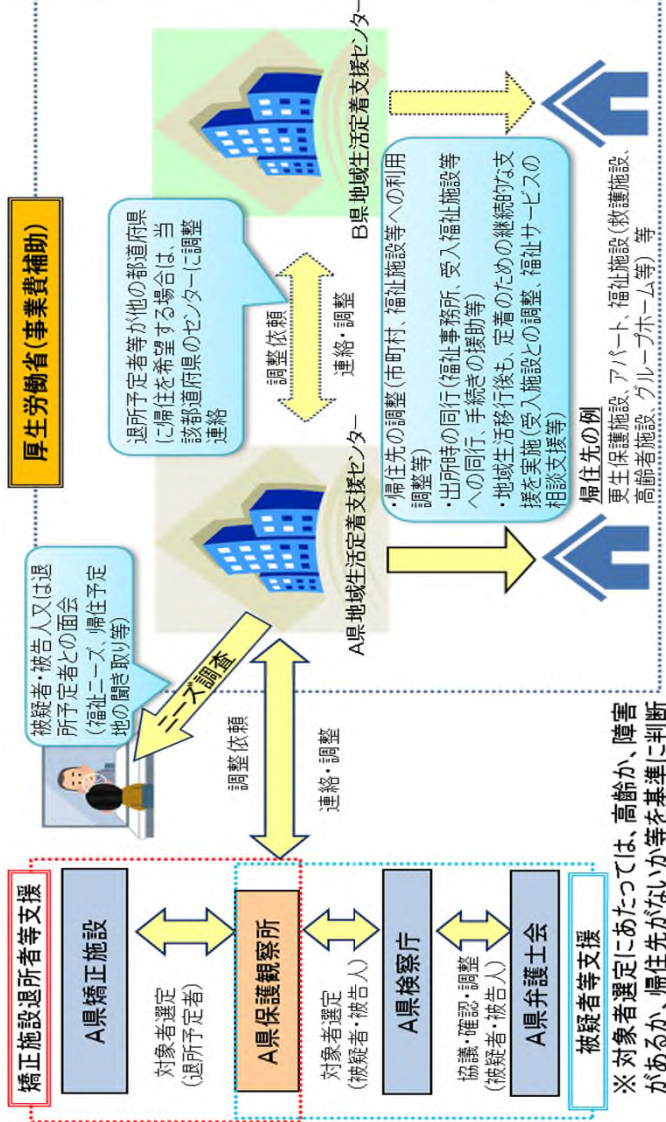
#### ● 特別支援体制加算の創設【新規】

精神医療等との連携など専門的な対応のニーズが高まっていること等を踏まえ、高い専門性や経験を有し、他の機関と協働した包括的な支援や人材の育成等ができる高度な人材を配置するセンターへの加算を創設。

### 【参考】

- 地域生活定着支援センターICT化支援事業  
(令和4年度第二次補正予算額 1.6億円)
- タブレット端末等のICT機器等の導入支援や業務効率化に向けたコンサルティングの実施により、効率的な業務の実現や支援の質の向上、センターの持続的な運営の確保を図る。

### スキーム図



### 実施主体

実施主体: 都道府県  
(全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可)

補助率: 3/4

※ 3/4相当の定額補助から、国3/4、都道府県1/4の定率補助へ変更  
(都道府県負担分については、地方財政措置予定)

# 連 絡 事 項

## 第1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下「共同募金」という。）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与するとともに、災害時のボランティア活動の支援にも役立てられてきたところである。

共同募金は、地域で募金が行われ、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等による社会福祉を目的とする事業活動に幅広く還元されるものであり、その運営には国民から高い関心が寄せられている。

各自治体におかれては、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていく上で、共同募金の活性化が地域福祉の向上や地域の問題解決の有用なツールとなり得るものであることを十分にご理解いただき、引き続き、地域住民への普及・啓発など、必要な協力・支援をお願いしたい。

## 第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰等について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていただいているところである。

令和5年度の大臣表彰実施に際しては、後日、実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼等を行うこととしており、推薦調書については、7月を提出期限とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

なお、大臣表彰等については、推薦後の取下げ等が生じないよう、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

【参考】全国社会福祉大会日程（予定）

令和5年11月15日（水）浅草公会堂大ホール（台東区浅草）

### 第3 無料低額診療事業について

無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業である。無料低額診療事業は第二種社会福祉事業として位置付けられており、法人形態によっては、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

無料低額診療事業については、低所得者等に対して必要な医療を提供する上で一定の福祉的役割を果たしており、各自治体におかれては、引き続き、無料低額診療事業に係る周知、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携、支援ネットワークへの参加の促進等に取り組んでいただきたい。

# 参 考 资 料

## 令和5年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

令和5年度 予算(案)額	2兆9,548億円
令和4年度 当初予算額	2兆9,788億円
差 引	▲240億円 (対前年度比率▲0.8%)

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分、子ども家庭局からの移管分を含む。

### 《主要事項》

- I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり ..... 2
  - 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進
  - 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進
  - 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進
- II 生活保護制度の適正実施 ..... 6
  - 生活保護に係る国庫負担
  - 生活保護の適正実施の推進
  - 都道府県等における指導・監査体制の確保
- III 福祉・介護人材確保対策等の推進 ..... 9
  - 福祉・介護人材確保対策の推進
  - 外国人介護人材の受入環境の整備等
  - 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援
- IV 災害時における福祉支援 ..... 12
  - 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進
  - 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策
  - 災害時における福祉支援体制の整備促進
- V 困難な問題を抱える女性への支援（子ども家庭局からの移管分） ..... 13
  - 婦人相談所における一時保護等の実施
  - 困難な問題を抱える女性支援の推進

# I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

## 1. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

### (1) 重層的支援体制整備事業の促進 322億円(232億円)

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

### (2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 29億円(29億円)

包括的な支援体制の更なる強化を図るため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備、都道府県による市町村への後方支援、国による重層的支援体制整備事業に従事する者等の人材養成を行う。

## 2. 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進

### (1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進 545億円(594億円)

#### ① 生活困窮者自立支援の強化

生活困窮者に対する居住支援の強化や就労体験等の活用促進、子どもの学習・生活支援事業の推進等を図るなど、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

#### <主な充実内容>

##### ○ 居住支援の強化

コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、生活困窮者の居住支援のニーズが顕在化したこと等を踏まえ、安定した住まいの確保の支援を行う地域居住支援事業の単独実施を可能とすることにより、事業規模の拡充を図る。

また、住居確保給付金について、コロナ特例の一部恒久化等（職業訓練受講給付金との併給、児童扶養手当等の収入算定除外、自営業者等の求職活動要件の見直し等）を行い、就労自立支援機能やセーフティネット機能を強化する。

##### ○ 就労体験等の活用促進

就労に向けて一定の準備を必要とする生活困窮者に対して、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援まで一貫した支援を行うためのモデル事業を実施する。

##### ○ 課題に対応した子どもの学習・生活支援の推進

個別の課題を抱える子ども（ヤングケアラーや不登校・ひきこもり等）に対して、学校等と連携したアウトリーチや、勉学等に対する本人・家族の理解促進などの個別対応を行う場合の支援を強化する。

○ **生活福祉資金貸付（本則）の利用に係る体制整備**

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した緊急小口資金等の特例貸付を契機とした本則貸付の認知度の向上等を踏まえ、都道府県社会福祉協議会の事務体制の整備を図る。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○ **生活困窮者自立支援の機能強化**

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を図る。

○ **生活困窮者等に対する支援活動を実施する民間団体への助成** 5.2億円

孤独・孤立対策として生活困窮者及びひきこもりの状態にある者、生活困窮家庭の子どもに対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の取組に対する助成を行う。

○ **居住生活支援の加速化** 1.0億円

住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

② **ひきこもり支援の充実、支援従事者のスキル向上、支援者自身のケアの確保【一部新規】**

ひきこもり地域支援センター等の市町村への設置の促進を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を推進する。

また、ひきこもり地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対する国主体の専門的な研修の実施や、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○ **ひきこもり支援体制構築の加速化**

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。



## (2) 地域自殺対策強化交付金等による自殺対策の推進【一部新規】

37億円(36億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、ゲートキーパーの養成・支援の充実、地域における自殺未遂者支援の強化等の取組を行う。

具体的には、悩んでいる人への「気づき」や「声かけ」などを通じ、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成やゲートキーパー自身の支援を行うほか、自殺未遂者による再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業を実施する。

さらに、都道府県等において、多職種 of 専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業を実施する。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

### ○ 自殺防止対策に係る相談体制等の強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりを踏まえ、自治体や民間団体が実施する自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

## 3. 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

### (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

5.8億円(5.1億円)

都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けるとともに、市町村が専門職アドバイザーなどから助言等を受けられる体制づくりを拡充することにより、市町村による中核機関の体制整備を推進する。

また、市町村において、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討などの中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

### (2) 意思決定支援等の充実と新たな権利擁護支援策構築に向けた取組実施

2.3億円(1.3億円)

本人を中心とした権利擁護支援を推進するため、都道府県において、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。

また、成年後見制度と日常生活自立支援事業など既存の権利擁護支援策等の連携を強化し、本人の状況に応じた効果的な支援を推進する。

さらに、総合的な権利擁護支援策を検討するため、地域における多様な主体の参画による持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例を拡充するとともに、得られた実践事例の分析に努める。

### (3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域支援事業交付金1,933億円（1,928億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域生活支援事業費等補助金507億円（506億円）の内数＜障害保健福祉部にて計上＞

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

## Ⅱ 生活保護制度の適正実施

### 1. 生活保護に係る国庫負担

#### (1) 保護費負担金 2兆7,901億円(2兆8,013億円)

生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、被保護者の自立を助長するため、就労による被保護者の自立支援の強化等を進める。

※ 生活扶助基準について、検証結果を適切に反映することを基本としつつ見直しを行う。

その上で、足下の社会経済情勢等を踏まえ、令和5～6年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和5年10月から実施。

- ・ 検証結果による額に月額1,000円／人を加算
- ・ 加算後もなお現行の基準額から減額となる世帯は現行の基準額を保障

#### (2) 保護施設事務費負担金 320億円(321億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

### 2. 生活保護の適正実施の推進 192億円(204億円)

#### (1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な実施を推進するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行う。

#### (2) 医療扶助の適正化等

##### ① 被保護者健康管理支援事業の実施

被保護者の健康の保持・増進を図るため、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業を実施するために必要な経費を確保する。

##### ② 多剤投薬の適正化に向けた支援等【新規】

多剤投薬は、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させるとともに、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬となっている者等へ薬剤師等と連携の上で訪問指導等を実施する。

##### ③ 医療費情報・服薬情報の通知【新規】

医療費情報及び服薬情報を通知することにより、被保護者が医療の受診や服薬状況等を把握することで、個人の気付きによる受診行動等の改善を促す。

### (3) 就労による自立支援の強化等

被保護者からの就労に関する相談や面接指導、公共職業安定所への同行訪問等の就労支援や職場定着に向けた支援を行うとともに、本人の特性に合った就労の場の開拓等を推進するため、地域の関係機関や関係団体による就労支援の連携体制を構築する。

また、直ちに一般就職することが困難な被保護者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、日常生活自立、社会生活自立に向けた訓練等を実施する。

さらに、生活保護就労支援員の支援力向上等を図るため、生活保護就労支援員を対象にした研修会を実施する。

#### (参考) 令和4年度第二次補正予算

##### ○ 保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、事業継続に向けた各種取組を支援する。

##### ○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う福祉事務所の体制強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

新型コロナウイルス感染拡大の影響等による生活保護の相談及び決定の件数増加に対応するため、保護の相談から決定、自立助長に向けた就労支援等の一連の業務に従事する非常勤職員を雇い上げることにより福祉事務所の体制を強化する

##### ○ 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修等 57億円

電子処方箋の機能拡大やシステム標準化に対応するために追加的に必要となる社会保険診療報酬支払基金等のシステム改修費等の補助を行う。また、レセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となる指定医療機関・指定薬局に対して補助を行う。

##### ○ 生活保護業務のデジタル化等に向けた取組支援 2.2億円

生活保護業務のデジタル化に向けた自治体の試行的取組へ補助し、効果的な取組の横展開を行うとともに、生活保護システム標準仕様書（第1.0版）の改訂に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進する。

##### ○ 生活保護業務関係システムの改修 25億円

生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進する観点から、被保護者調査の見直し等に併せて必要となる自治体の生活保護基幹システムの改修費を補助する。

### **3. 都道府県等における指導・監査体制の確保**

18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

## Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

### 1 福祉・介護人材確保対策の推進

#### (1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

#### (2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信

3. 3億円（3. 6億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

民間事業者によるイベントやテレビ、新聞、SNS等のメディアを通じた全国的な情報発信を行うとともに、都道府県において、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた「介護のしごと」の魅力発信の取組を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

#### (3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

3. 8億円（3. 8億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

#### (参考) 令和4年度第二次補正予算

- 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 12億円  
介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。

### 2 外国人介護人材の受入環境の整備等

#### (1) 外国人介護人材の受入環境の整備

5. 6億円（8. 3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護の技能水準を評価するための試験等の実施のほか、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等の実施による受入環境の整備を推進する。

(2) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2.5億円（4.3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数<老健局にて計上>

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

### 3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援 3.5億円（3.5億円）

小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、一定の補助年限における地域貢献事業の試行を支援するとともに、ICT化の支援を拡充する。また、社会福祉連携推進法人の設立を支援する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

274億円（264億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

50億円（48億円）

社会福祉法人や医療法人等に対して社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

- 社会福祉施設職員等退職手当共済システムの整備 20億円  
令和6年度末で現行の退職手当共済システムの運用が終了することに伴い、令和7年度からの稼働に向けて、各種手続きをオンラインで行うことが可能となる新たなシステムを構築することにより、事務の効率化及び利用者の利便性向上を図り、制度の円滑・安定的な運営に資する。
- 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの拡充 2.0億円  
社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて、分析強化や可視化のための改修を行うことにより、指導監督を行う所轄庁の支援強化や社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。

＜参考：財政投融资資金計画等案＞

① 貸付枠の確保

資金交付額	3, 1 7 5 億円
〔 福祉貸付	1, 7 3 4 億円
〔 医療貸付	1, 4 4 1 億円

② 貸付条件の主な改善

- ・新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進

4. 4 億円 (4. 4 億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○隣保館の耐災害性強化

2. 8 億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化整備、ブロック塀改修整備）の更なる促進を図る。



## IV 災害時における福祉支援

### 1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

#### (1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」102億円（115億円）の内数  
東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

#### (2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 10億円（13億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

### 2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

#### 1. 5億円（1.5億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

### 3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

#### (1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進 1.2億円（1.2億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援に対し、機動的・能動的な福祉支援を行う「災害福祉支援ネットワーク」の構築、「災害派遣福祉チーム（DWA T）」の組成を推進するとともに、広域的な災害に備え整備した中央センターが行う都道府県間のDWA T派遣調整等の実施により、災害時における福祉支援体制の充実を図る。

#### (2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1.9億円（1.8億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

また、災害時の都道府県社会福祉協議会における調整機能の強化のため、平時から行われる地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。

## V 困難な問題を抱える女性への支援（子ども家庭局からの移管分）

### 1. 婦人相談所における一時保護等の実施

26億円（26億円）

DV被害やストーカー被害、家族関係の破綻や生活困窮など、社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性を対象として、婦人相談所において、一時保護等を実施するとともに、婦人保護施設において、自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するための経費を確保する。

### 2. 困難な問題を抱える女性支援の推進

23億円（22億円）

#### （1）婦人相談員の活動の強化

婦人相談員について、必要な手当を支給することにより、人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することにより、専門性の向上を図る。

また、新たに、統括婦人相談員等として、一定の経験を有し、特定の研修を受講した婦人相談員を配置した場合における処遇改善を実施する。

#### （2）都道府県等における支援体制の構築【新規】

令和4年5月19日に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図るため、都道府県等における基本計画の策定や、婦人相談員等の採用活動等を支援する。

#### （3）プラットフォームの構築等【新規】

困難な問題を抱える女性への支援につなげられるよう、自治体や民間の支援団体における相談窓口や支援情報に関するポータルサイトを開設・運営するほか、支援に関する機運を高めるための全国フォーラム等を開催する。

また、婦人保護施設における運営実態の把握や、婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための研修カリキュラムの策定等を行う。